

宮城県医療費適正化計画策定懇話会傍聴要領（案）

宮城県医療費適正化計画策定懇話会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行います。従って、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- (2) 会場において飲食又は喫煙をしないでください。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、座長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (4) その他会議の支障となる行為をしないでください。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局職員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が「2」の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。